

○宇和島市文化芸術振興事業補助金交付要綱

令和7年4月1日

要綱第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主的な文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）の促進を図り、地域に根ざした創造的な文化芸術の振興と発展に寄与することを目的として、団体又は個人が実施する文化芸術に関する事業に必要な経費に対し、予算の範囲内において宇和島市文化芸術振興事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす団体又は個人とする。

- (1) 市内で文化芸術に関する事業を自ら実施する団体又は個人。
- (2) 団体については、規約等を有し、行政機関が事務局に対して負担金等の支出又は人的支援等を行っていないこと。
- (3) 事業を実施するに当たり、明確な会計経理がなされると認められること。
- (4) 事業実績があり、又は事業が完遂できると認められること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第1項に規定する暴力団若しくは暴力団員又は無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する処分を受けている団体若しくはそれらの団体の構成員の統制下にある団体若しくは個人でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条までに規定する文化芸術分野の推進に資すると認められる事業（以下「文化芸術分野事業」という。）
- (2) 文化芸術分野事業で、子ども（出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）が文化芸術活動に参加する機会・環境の充実を図るもの
- (3) 文化芸術分野事業の子ども向け体験型イベント

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助対象事業としない。

- (1) 営利を目的とする事業
 - (2) 政治又は宗教に関する事業
 - (3) 学校の部活動その他学校教育に関する事業
 - (4) 市の他の制度による補助（助成）を受けている事業
 - (5) その他市長が不適切と認める事業
- （補助対象経費等）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費であって、別表第1に掲げるとおりとする。

2 次に掲げる経費は、補助対象経費としないものとする。

- (1) 事業目的達成のために必要不可欠でない食糧費（打合せ・打ち上げ等に係る飲食費、スタッフのまかない等）
- (2) 領収書等により、補助対象者が支払ったことを明確に確認できないもの
- (3) 交際費、慶弔費
- (4) その他市長が不適切と認めるもの

3 補助金の交付対象となる事業区分、補助率及び補助限度額は、別表第2に掲げるとおりとする。

4 補助金の額は、別表第2に定める事業区分ごとに、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額は、補助対象経費からチケット代収入、広告料収入、市以外からの補助（助成）金、寄附金、当日の物販収入等の事業実施に伴う収入を控除した額の範囲内とし、かつ、別表第2に定める補助限度額を超えないものとする。

5 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（事前審査）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を、市長が定める期日までに提出し、あらかじめ補助対象事業の認定を受けるものとする。

- (1) 宇和島市文化芸術振興事業補助金認定申請書（様式第1号）
- (2) 収支予算書
- (3) 申請者の事業実績が分かる書類（実績報告書及び収支決算書又は事業実績が無い場合は申請者の活動内容が分かる書類）
- (4) 申請者の本人確認書類（団体の場合は代表者）

(5) 団体の規約等及び役員名簿

(6) その他市長が必要と認めるもの

(委員会)

第6条 市長は、前条に規定する申請について審査するため、宇和島市文化芸術振興事業補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、教育部長をもって充て、会務を総括する。

4 委員は、補助対象事業に関連する部署の各部課等の長をもって充てる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、申請書を提出した者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(補助対象事業の認定)

第8条 市長は、前2条の規定により申請者の提出書類を審査し補助金の内定の適否を決定し、宇和島市文化芸術振興事業補助金審査結果通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業実施期間)

第9条 補助対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第10条 第8条の規定による採択の通知を受けた申請者は、宇和島市文化芸術振興事業補助金交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、1年度につき別表第2の事業区分ごとに1回とする。

3 第1項に規定する申請は、1申請者につき合計3回までとする。ただし、同一年度内に当該申請を複数回行う場合においては、当該申請は1回と数えるものとする。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、宇和島市文化芸術振興事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

第12条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、変更をしようとするときは、あらかじめ宇和島市文化芸術振興事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、当該補助事業者に対し、宇和島市文化芸術振興事業補助金変更承認通知書（様式第6号）により、速やかに通知するものとする。

（補助事業の中止及び廃止）

第13条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ宇和島市文化芸術振興事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、当該補助事業者に対し、宇和島市文化芸術振興事業補助金中止（廃止）承認通知書（様式第8号）により、速やかに通知するものとする。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のうちいざれか早い日までに宇和島市文化芸術振興事業補助金実績報告書（様式第9号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第15条 市長は、前条に規定する報告書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、宇和島市文化芸術振興事業補助金額確定通知書（様式第10号）により、速やかに当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第16条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、宇和島市文化芸術振興事業補助金精算払請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第17条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、宇和島市文化芸術振興事業補助金概算払請求書（様式第12号）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したと認めた場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき。
- (2) 補助事業の施行方法が不適当であると認められるとき。
- (3) 補助事業の執行について不正の行為が認められるとき。
- (4) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に補助金の全部又は一部を交付しているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させなければならない。

(関係書類の保管)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(情報の公開)

第20条 この補助金を活用して実施した事業内容、事業成果等は、必要な範囲において、市が広報誌、市ホームページ、市SNS等に公開することができるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年12月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、令和8年度以後の年度分の補助金について適用し、令和7年度分までの補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

経費区分（費目）	内容
人件費	外部スタッフ報酬など

謝礼金	講師・出演者等への謝礼など
旅費	出演者等への旅費
消耗品費	材料費、事務用品など
印刷製本費	チラシ、ポスターの印刷など
手数料	銀行への振込手数料など
通信運搬費	郵送代、切手代、作品運搬費など
保険料	事業実施に係る保険料など
委託料	警備や会場設営など（企画自体の外部委託は不可）
使用料及び賃借料	会場使用料、機器レンタル料、作品借料など
食糧費	講師・出演者等の弁当代（スタッフは含まない）など
その他の経費	その他事業に必要な経費で市長が特に認めるもの

別表第2（第4条関係）

事業区分	補助率	補助限度額
(1) 文化芸術分野事業	補助対象経費の1／2以内	100万円
(2) 文化芸術分野事業で、子どもが文化芸術活動に参加する機会・環境の充実を図る事業	補助対象経費の2／3以内	130万円
(3) 文化芸術分野事業の子ども向け体験型イベント		30万円

備考

事業区分（1）及び（2）の補助申請額は30万円以上とする。

事業区分（1）又は（2）及び（3）は併用できるものとする。

事業区分（2）及び（3）の子どもの参加者数は、50名以上又は全体の3／4以上とする。

ただし、子どもの参加者数が実績において条件に満たない場合、（2）は補助率を補助対象経費の1／2以内、補助限度額を100万円とし、（3）は補助対象としないものとする。

様式第1号（第5条関係）

宇和島市文化芸術振興事業補助金認定申請書

年　月　日

宇和島市長 様

所在地（個人の場合は住所）

名称（個人の場合は氏名）

代表者氏名

電話番号

次のとおり、宇和島市文化芸術振興事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

事業名				
事業区分 該当するものに□をつけて下さい。	<input type="checkbox"/> (1) 文化芸術分野事業 <input type="checkbox"/> (2) 文化芸術分野事業で、子どもが文化芸術活動に参加する機会・環境の充実を図る事業 <input type="checkbox"/> (3) 文化芸術分野事業の子ども向け体験型イベント			
補助率 該当するものに□をつけて下さい。	<input type="checkbox"/> 補助対象経費の1/2以内 <input type="checkbox"/> 補助対象経費の2/3以内			
事業費	円			
事業目的				
事業内容				
期待できる効果				
事業予定期間	着手 完了	年 年	月 月	日から 日まで
その他特記事項				

収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	備考（積算基礎等）
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	備考（積算根拠等）
計		

※その他、積算根拠など資料がありましたら添付して下さい。

様式第2号（第8条関係）

宇和島市文化芸術振興事業補助金審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長

年 月 日付けで受理した認定申請について、次のとおり内定したので、宇和島市文化芸術振興事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

事業名		
事業区分		
補助率		
審査結果	<input type="checkbox"/> 採択	<input type="checkbox"/> 不採択
事業費	円	
補助金額	円	
審査年月日	年 月 日	

様式第3号（第10条関係）

宇和島市文化芸術振興事業補助金交付申請書

年　月　日

宇和島市長　　様

所在地（個人の場合は住所）

名称（個人の場合は氏名）

代表者氏名

年度において、標記補助金に係る事業を下記のとおり実施したいので、宇和島市文化芸術振興事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|------------|--------|
| 1 事業名 | |
| 2 事業費 | 円 |
| （うち補助対象事業費 | 円） |
| 3 補助金交付申請額 | _____円 |
| 4 事業計画 | |

別紙「宇和島市文化芸術振興事業補助金事業計画書」のとおり

（添付書類）

- ・事業概要のわかる資料（事業実施計画（案）等の既存資料）
- ・工程表（スケジュール）
- ・支出の部の根拠となる見積書等の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

別紙1

宇和島市文化芸術振興事業補助金事業計画書

事業名		事業区分				
事業実施主体名		実施箇所				
事業実施期間						
事業目的						
事業概要						
事業効果						
総事業費 経 費	補助対象 経 費	財 源 内 訳			その他の 経 費	摘要
		市補助金	自主財源	その他		
円	円	円	円	円	円	
特記事項(指令前に着手するやむを得ない理由等)						
担当者氏名		電話番号等	電話 :	FAX :		

別紙2

収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
市補助金		
自主財源		
その他の		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区分 (節別区分)	予算額	備考
計		

別紙3

收支予算内訳

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	金額	積算根拠
市補助金		
自主財源		
その他の		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区分 (節別区分)	合計額 (A)+(B)	対象経費 (A)	対象外経費 (B)	積算根拠
計				

様式第4号(第11条関係)

宇和島市文化芸術振興事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長

年 月 日付けで補助金交付申請のあった宇和島市文化芸術振興事業補助金については、宇和島市文化芸術振興事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 事業名

2 総事業費 円
(うち補助対象事業費 円)

3 補助金の額 円

様式第5号(第12条関係)

宇和島市文化芸術振興事業補助金変更承認申請書

年　月　日

宇和島市長 様

所在地（個人の場合は住所）

名称（個人の場合は氏名）

代表者氏名

年　月　日付け 第　号で交付決定のあった事業を下記のとおり変更したいので、宇和島市文化芸術振興事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の理由（具体的かつ簡潔に記載すること。）

2 変更の内容（具体的かつ簡潔に記載すること。）

3 補助金変更申請額

4 変更活動計画書

別添「宇和島市文化芸術振興事業補助金事業計画書」のとおり

※ 様式第3号の別紙1から別紙3を添付することとし、変更内容がわかるように、変更部分を2段書きとし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。

(添付書類)

- ・変更後の事業実施内容のわかる資料

様式第6号（第12条関係）

宇和島市文化芸術振興事業補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長

年 月 日付けで変更承認申請があつた事業については、下記のとおり承認することに決定したので、宇和島市文化芸術振興事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

1 事業名

2 変更後の交付決定額 円

3 承認の内容

様式第7号(第13条関係)

宇和島市文化芸術振興事業補助金中止（廃止）承認申請書

年　月　日

宇和島市長

様

所在地（個人の場合は住所）

名称（個人の場合は氏名）

代表者氏名

年　月　日付け　　第　　号で交付決定のあった事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、宇和島市文化芸術振興事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由（具体的かつ簡潔に記載すること。）

2 中止（廃止）の内容（具体的かつ簡潔に記載すること。）

3 中止期間（廃止の時期）

(添付書類)

- ・中止又は廃止の理由等がわかる資料を添付すること。

様式第8号（第13条関係）

宇和島市文化芸術振興事業補助金中止（廃止）承認通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長

年 月 日付けで中止（廃止）承認申請があつた事業については、下記のとおり承認することに決定したので、宇和島市文化芸術振興事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

1 事業名

2 中止（廃止）の内容

様式第9号（第14条関係）

宇和島市文化芸術振興事業補助金実績報告書

年　月　日

宇和島市長

様

所在地（個人の場合は住所）

名称（個人の場合は氏名）

代表者氏名

年　月　日付け　　第　　号で交付決定のあった事業が完了しましたので、宇和島市文化芸術振興事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の成果

別紙のとおり

2 事業完了年月日

（添付書類）

- ・事業の完了が確認できる書類
- ・報告書等の成果物
- ・市の補助金交付決定通知書の写し
- ・事業実施状況がわかるもの
 - ・その他市長が必要と認める書類

別紙1

宇和島市文化芸術振興事業補助金実績報告書

事業名		事業区分				
事業実施主体名		実施箇所				
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
事業概要						
(様式第3号別紙1事業計画書「事業概要」から記載すること。)						
事業実績	(参加者数や参加者の反応、概要等を記載すること。)					
総事業費	補助対象 経 費	財 源 内 訳			その他の 経 費	摘要
		市補助金	自主財源	その他		
円	円	円	円	円	円	
担当者氏名		電話番号等	電話 : FAX :			
			e-mail :			

別紙2

収支決算書

(1) 収入の部

(単位:円)

区分	計画額 (A)	実績額 (B)	差引 (A) - (B)	備考
市補助金				
自主財源				
その他の				
計				

(2) 支出の部

(単位:円)

区分 (節別区分)	計画額 (A)	実績額 (B)	差引 (A) - (B)	備考
計				

別紙3

収支決算内訳

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	金額	積算根拠
市補助金		
自主財源		
その他の		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区分 (節別区分)	合計額 (A)+(B)	対象経費 (A)	対象外経費 (B)	積算根拠
				※対象外経費については、 括弧書きで記載すること。
計				

様式第10号(第15条関係)

宇和島市文化芸術振興事業補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長

年 月 日付けで実績報告のあった宇和島市文化芸術振興事業補助金の額について、宇和島市文化芸術振興事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 事業名

2 補助金の額 _____ 円

様式第 11 号(第 16 条関係)

宇和島市文化芸術振興事業補助金精算払請求書

年 月 日

宇和島市長

様

所在地（個人の場合は住所）

名称（個人の場合は氏名）

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった宇和島市文化芸術振興事業
補助金について、宇和島市文化芸術振興事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により、下記のと
おり請求します。

記

1 事業名

2 請求額 _____ 円

内訳 交付決定額 _____ 円

概算払受領済額 _____ 円

今回請求額 _____ 円

様式第12号(第17条関係)

宇和島市文化芸術振興事業補助金概算払請求書

年　月　日

宇和島市長

様

所在地（個人の場合は住所）

名称（個人の場合は氏名）

代表者氏名

年　月　日付け　　第　　号で交付決定のあった宇和島市文化芸術振興事業
補助金について、宇和島市文化芸術振興事業補助金交付要綱第17条第2項の規定により、下記のと
おり請求します。

記

1 事業名

2 請求額

_____円

3 請求額算定根拠

交付決定額 _____円

概算払受領額 _____円

今回請求額 _____円

残額 _____円

4 概算払を必要とする理由